

小牧市特別職報酬等審議会条例

昭和39年条例第51号

小牧市特別職報酬等審議会の開催運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市特別職報酬等審議会条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか小牧市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の開催運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問)

第2条 市長は、特別職の報酬等の額の適正を期すため必要に応じ、審議会に諮問するものとする。

(会議)

第3条 審議会の会長は、前条の諮問があつたときは、条例第5条の規定に基づき速やかに審議会を招集するものとする。

(資料の提供)

第4条 市長は、審議会の審議が適切に行われるために次に掲げる資料を審議会に提供するものとする。

- (1) 近年における消費者物価上昇率
- (2) 人口、財政規模等の類似地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- (3) 過去における特別職の職員の給与の改定状況
- (4) 一般職の職員の給与改定の状況
- (5) その他必要と認める資料

(答申)

第5条 審議会は、審議が終了したときは審議の経過、答申の理由等を明確にし、速やかに市長に答申するものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室行政経営課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小牧市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織し、その委員は小牧市の区域内の公共的団体等の代表者を加え、住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第2号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第5号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、この条例による次の改正前の条例の規定については、なおその効力を有する。

(1)から(4)まで 略

(5) 小牧市特別職報酬等審議会条例第2条

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。